

## 第1章 はじめに

### 1 はじめに

藤沢市の都市計画公園・緑地は、1957年（昭和32年）に『藤沢総合都市計画<sup>※</sup>』に基づき、大公園（現在の総合公園、運動公園等）4か所、小公園（現在の近隣公園、街区公園）102か所、緑地4か所が都市計画決定（変更）され、今日の公園・緑地配置計画の原型を形成しています。その後は、土地区画整理事業等と相まって、着実に都市計画公園・緑地の整備を推進してきたものの、未だに長期間事業に着手していない、いわゆる「長期未着手都市計画公園・緑地」が多数存在しており、都市計画法第53条に基づく長期的な建築制限等の課題を抱えています。

長期未着手都市計画公園・緑地については、全国規模での課題となっているため、国や県においても見直しに関する取組を行っています。本市においても、2011年（平成23年）3月に『藤沢市都市マスタープラン』を改定し、都市づくりの基本方針の1つに「適正配置をめざした都市計画公園の見直しの検討」を位置付けています。

また、将来に向けた人口減少、少子・超高齢化の到来、大規模自然災害への対策及びこれらに伴う財政状況の変化等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画公園・緑地に求められる機能が変化していることが想定されます。

このような状況の中、2015年（平成27年）3月に神奈川県による『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』の策定を受け、本市でも基本的な考え方を示すため、『藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）』を策定するものです。

※ 藤沢総合都市計画は、1957年（昭和32年）に策定した最初の藤沢市都市マスタープランというべきものであり、本市の法定都市計画は、これをもとに進められてきました。なお、1992年（平成4年）の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」が都市計画法に位置付けられました。

【参考】1999年（平成11年）2月 藤沢市都市マスタープラン 策定  
2011年（平成23年）3月 藤沢市都市マスタープラン 改定

#### 【参考】都市計画道路の見直し

本市では、都市計画公園・緑地同様、都市計画施設の1つである「都市計画道路」の見直しを実施しています。

- ・2008年（平成20年）12月 都市計画道路見直しの基本的な考え方 策定
- ・2010年（平成22年）12月 都市計画道路の見直し方針 策定

## 2 基本的な考え方の位置付け

基本的な考え方は『藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（2009年（平成21年）9月変更）』、『藤沢市都市マスタープラン』及び『藤沢市環境基本計画（2014年（平成26年）3月改定）』等の関連計画と整合が図られている『藤沢市緑の基本計画（2011年（平成23年）7月改定）』に即するとともに、神奈川県策定の『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』等と整合を図ります（図-1）。

今後は、基本的な考え方に基づき、各都市計画公園・緑地の具体的な見直しを進め、見直しの結果を、今後、策定予定の『（仮称）藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針』に位置付けるものです。

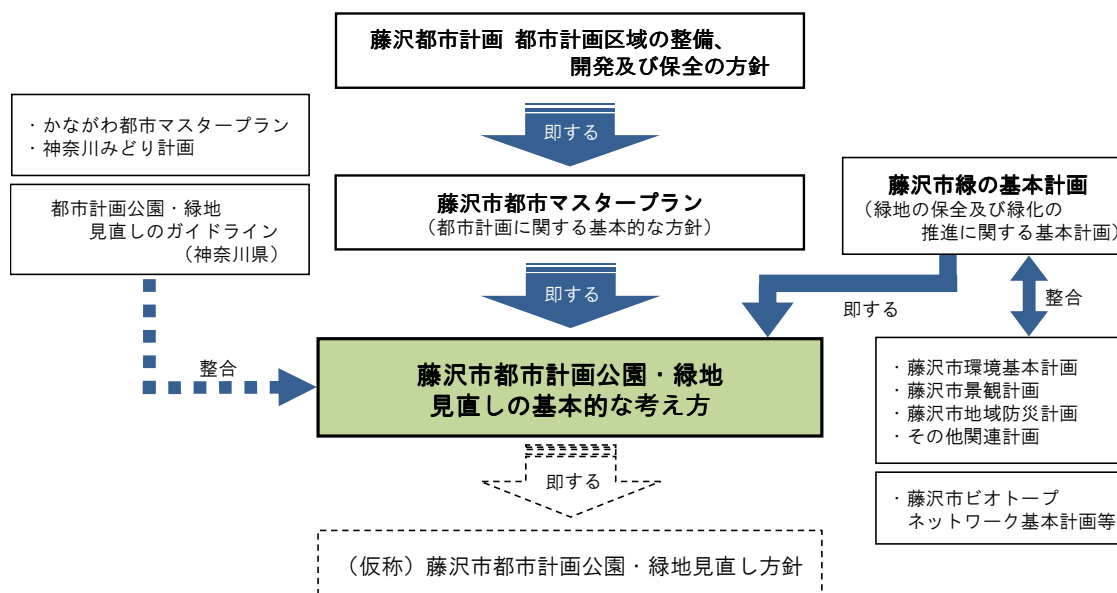


図-1 上位計画との関連性

### 3 見直し対象公園・緑地

見直しの対象とする公園・緑地は藤沢市内にある都市計画公園・緑地のうち、原則として都市計画決定（当初）から20年<sup>※</sup>以上事業に未着手な区域を有する公園・緑地（長期未着手都市計画公園・緑地）とします。都市計画公園9・6・1 湘南海岸公園（約90.5ha）については、神奈川県策定の『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』において、整理されています（下記参照）。

また、都市計画決定している全ての区域で整備が完了している公園・緑地ではないものの都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可を受けている都市計画公園・緑地等については、整備が確実に見込まれることなどから、「事業中」として取扱い、見直しの対象にしないものとします。

なお、見直しにおいて対象とする都市計画公園・緑地には本ガイドライン同様、墓園も含まれるものとします。

※ 都市計画は、長期的にみて安定が求められ、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向は定められることが望ましいとされていることから、「20年」という期間に着目して整理しているものです（参考：第8版 都市計画運用指針（2015年（平成27年）6月一部改正・国土交通省））。

#### □都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（神奈川県） ※下線を追加

##### 第三章 見直しに向けた検討

##### 3 検討事項への対応

##### (4) 砂浜等の公共空地が存在する場合の見直しの必要性の整理

##### [ケーススタディ] 湘南海岸公園の見直しの必要性について

##### ○現状

- ・ 県内の広域的な公園のひとつである湘南海岸公園は、湘南海岸沿いの約260haの区域を昭和12年に都市計画決定している。
- ・ その後、各市町で増減を繰り返し、現在では全体で約300haの区域を決定しており、その区域内で4箇所の都市公園法上の公園（県立公園2箇所と市立公園2箇所 計約50ha）が部分的に開設されているが、未開設部が約8割を占めており、その大部分の権原は行政が保有している。

##### ○都市計画の目的の達成状況

- ・ 湘南海岸公園を都市計画決定した目的は、当時の資料によると、湘南海岸公園道路（現国道134号）と公園を一体で整備することで景勝地を保全するとともに、湘南全体を都市づくりすること（住宅地の適切な開発や観光誘致）と類推できる。

- ・ 未開設区域があるものの、この目的は既に達成されていることから、現時点では新たな整備を要しない区域と判断できる。

○法令による管理状況

- ・ 現在、未開設部も含めた周辺一体の区域は、海岸法（海岸保全区域）、森林法（飛砂防備保安林）等の都市公園法以外の法令により適切に管理されているとともに、一般に開放されている状態である。

○見直しの必要性

- ・ 以上より、大部分が公有地であり、都市計画決定した目的は既に達成されているとともに、都市公園法以外の法令により適切に管理され、一般に開放されている場合には、開設された公園・緑地の区域と同等とみなすことができ、現時点では新たな整備を要しない区域と判断されることから、見直し対象から除外しても支障が無いと考えられる。

基本的な考え方で用いる用語のうち、頻出度が高いものを次のとおり定義します。

□定義

「整備済」： 原則、都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）及び藤沢市都市公園条例（昭和 35 年 7 月 1 日条例第 8 号）の規定に基づき設置した都市公園の区域

「事業中」： 都市計画法第 59 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の認可を受けた公園・緑地の区域及び土地区画整理事業の区域内に存する都市計画公園・緑地の区域

公園管理者が所有する公園予定地及び河川水面や市有山林等、既に公共で当該地の権原を取得しており、民有地に対して建築制限をかけていない都市計画公園・緑地の区域（整備を要しない区域）

都市計画公園・緑地の区域を全て整備しているものの、測量精度等により、都市計画決定面積と供用面積とに誤差がある都市計画公園・緑地の区域（民有地に対する建築制限をかけていないものに限ります。）

「未着手」： 整備済、事業中以外の区域（未着手区域が非常に狭小なものは、整備済として取扱っている場合があります。）

「長期未着手」： 未着手のうち、都市計画決定（当初）から 20 年以上が経過している区域

「公園」： 主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地

「緑地」： 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地

「墓園」： 自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地

「都市公園」： 都市公園法の規定に基づき、設置された公園・緑地（墓園を含みます。）（整備済の都市計画公園・緑地及び都市計画決定を行っていない公園・緑地が含まれます。）

「都市計画公園・緑地」： 都市計画法の規定に基づき、都市計画決定（変更）を行った公園・緑地（墓園を含みます。）（「整備済」「事業中」「未着手」のものが含まれます。）

「長期未着手都市計画公園・緑地」： 都市計画公園・緑地のうち、都市計画決定（当初）から 20 年以上が経過している区域を有する公園・緑地